

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</p> <p>II-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>II 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</p> <p>II-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-5 <u>サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応</u></p> <p><u>前払式支払手段には、販売店において匿名で誰でも簡単に購入して利用できる、他人に譲渡することもできるものがあり、特にサーバ型前払式支払手段については、証票等を提示又は交付しなくても、IDをインターネット上で入力して利用できるといった特性を有しているものもあり、インターネット取引の拡大に伴って決済手段として広く普及してきている。</u></p> <p><u>このように利用者にとって利便性が高い決済手段として普及する一方で、その特性を悪用して、架空請求等でサーバ型前払式支払手段を購入させてIDを詐取するなどといった詐欺被害が発生している。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、架空請求等詐欺被害の発生が認められているサーバ型前払式支払手段発行者においては、被害発生状況のモニタリングや分析を通じて被害の防止及び被害回復に向けた取組みが求められている。</u></p> <p><u>架空請求等詐欺被害への対応に関する監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、字義どおりの対応がなされていない場合であっても、当該サーバ型前払式支払手段発行者の規模や特性、被害発生状況などからみて、被害の防止等の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではな</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p>い。</p> <p>Ⅱ-2-5-1 主な着眼点</p> <p>① <u>被害者からの申出等(捜査当局、消費生活センター等からの情報提供を含む。以下同じ。)、詐欺被害に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、詐取された前払式支払手段を特定し、利用停止の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>被害者からの申出等をもとに、利用停止を行った前払式支払手段について未使用の残高がある場合には、被害者の財産的被害を迅速に回復するため、返金手続等(注)について社内規則で定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(注)被害者からの申出等をもとに、詐欺被害として利用停止等を行った場合の返金手続等については、法第20条第2項に基づく払戻しに当たらないことに留意する。ただし、迅速な被害回復の観点から、法第20条第2項及び内閣府令第42条各号に基づく払戻しとして処理することを妨げるものではない。</u></p> <p>③ <u>被害者からの申出等をもとにした被害発生状況のモニタリングや分析を通じて、被害の防止等の観点から、架空請求等詐欺の手口に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか(苦情処理態勢に関して留意する事項はⅡ-2-4による。)</u></p> <p>イ. 前払式支払手段発行者のウェブサイト等への注意喚起の表示</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>II-3 事務運営</p> <p>II-3-3 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)</p> <p>第三者型発行者については、利用者に物品・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加</p>	<p><u>ロ. 販売時における販売端末、店頭陳列するプリペイドカード等への注意喚起の表示</u></p> <p><u>ハ. 架空請求等詐欺に悪用されている販売方法の見直し(例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など)</u></p> <p>II-2-5-2 監督手法・対応</p> <p><u>検査の指摘事項等によって把握された架空請求等詐欺被害への対応に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条に基づき報告書を徴収することにより、サーバ型前払式支払手段発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>更に、架空請求等詐欺被害の防止及び被害回復の観点から重大な問題があると認められるときには、サーバ型前払式支払手段発行者に対して、法第25条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、第27条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はIII-3による。)</u></p> <p>II-3 事務運営</p> <p>II-3-3 加盟店の管理(第三者型発行者のみ)</p> <p>第三者型発行者については、利用者に物品・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>盟店が販売・提供する物品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。</p> <p>（新設）</p> <p>また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。</p>	<p>盟店が販売・提供する物品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。</p> <p><u>なお、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたものが含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。</u></p> <p>また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。</p>